

本日討議いただきたい事項

1. 「決済」分野の規制の横断化

中間整理に示された「決済」に関連して、近年、多種多様な手段・サービスが提供されるようになってきている。ところが、規制は業態ごとに分かれた縦割構造となっている。

こうした中、一方では、縦割構造の規制をまたいだ柔軟なサービス提供が妨げられたり、規制の適用範囲が不明確なために萎縮効果が生じたりしている可能性がある。また、他方では、機能・リスクが同一であるにもかかわらず課される規制が異なることによりアービトラージが生じることなどを通じて、リスクに応じた過不足のない規制の適用が確保されていない可能性もあるほか、アービトラージのために必要以上の労力を費やすことの非効率性といった問題もある。

上記の点も踏まえながら、規制の柔構造化を前提としつつ、利用者の保護等の観点から「決済」分野の規制の横断化の対象とすべき範囲について、どう考えるか。

2. 「決済」分野の規制の柔構造化

「決済」に関連した典型的なサービスである送金については、第1に、その確実な履行を確保する必要がある。

また、送金サービス提供者は、送金に関連して利用者の資金を受け入れることとなるが、その資金が滞留することとなれば、利用者の保護等の観点からのリスクが生じると考えられる。このため、第2に、こうしたリスクに対処する必要がある。

- (1) 上記の点も踏まえながら、送金サービス提供者（資金移動業者）に対する規制のあり方について、どう考えるか。
- (2) 仮に、送金サービス提供者（資金移動業者）が取り扱うことができる送金の上限額（送金上限額規制）を緩和することとする場合には、利用者の資金の滞留の規模が増加する可能性があり、利用者の保護等の観点から規制の追加が必要とも考えられるが、どう考えるか。
- (3) 送金上限額規制の緩和と併せて必要な規制が追加されることとなれば、従来の規制を前提に事業を行うフィンテック事業者の活動に支障が生じるのではないかと指摘もあるが、どう考えるか。

3. その他

このほか、「決済」分野の検討を進めていく上で、留意すべき論点はあるか。

(以上)